

「堺一日合同行政相談所」を開設します

—相続・登記・税金・年金・住宅など行政なんでも相談—

堺市および各関係機関では、「堺一日合同行政相談所」を開設します。総務省では、10月17日（月）から同23日（日）の1週間を「行政相談週間」と定めており、その一環として開設するこの相談所は、行政相談制度の周知と利用の促進を図るために開催するものです。

今回は、「相続・登記・税金・年金・住宅など行政なんでも相談」をテーマに相談をお受けします。

本相談所は、日本年金機構など13の機関が参加するため、複数の行政機関等にその場で相談できるなどの特徴があります。

1 開設日時

令和4年11月2日（水）午前10時30分～午後4時（受付は午後3時30分まで）

2 場所

堺市産業振興センター4階セミナー室1～4（北区長曽根町183番地5）

3 参加機関

日本年金機構、大阪弁護士会、大阪司法書士会、大阪府行政書士会、近畿税理士会、大阪土地家屋調査士会、大阪府宅地建物取引業協会、大阪民事調停協会（堺調停協和会）、大阪家事調停協会堺支部、大阪府マンション管理士会、行政相談委員、近畿管区行政評価局、堺市

4 申込方法

(1) 弁護士・司法書士・税理士への相談

予約制（1組25分以内）

※近畿管区行政評価局（06-6941-8358）に予約してください。

※予約期間は10月24日（月）～28日（金） 各日午前9時～午後5時です。

(2) 弁護士・司法書士・税理士以外の相談

当日、会場で先着順受付

問 い 合 わ せ 先	担 当 課：市長公室 広報戦略部 市政情報課 電 話：072-228-7475 ファックス：072-228-7444
----------------------------	--

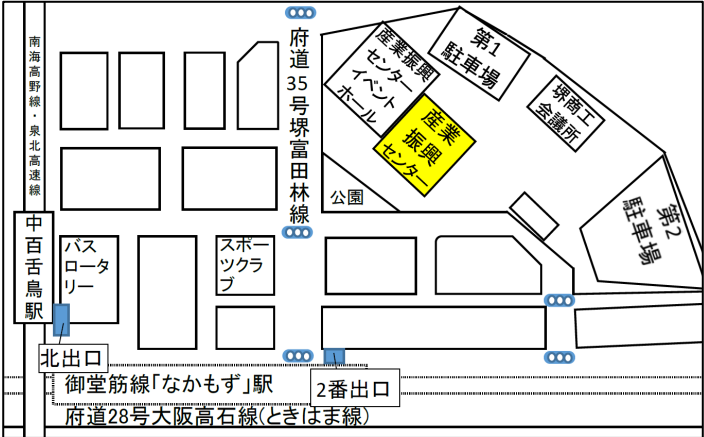

相続・登記・税金・年金・住宅など 行政なんでも相談所

令和4年11月2日(水)

午前10時30分～午後4時(受付は午後3時30分まで)

自宅の名義変更(登記)、贈与税等の各種税金、住宅・土地の取引、年金手続、遺言書の作成、調停手続、家庭問題、近隣トラブル、行政に関する問題 など困りごとがあれば、お気軽にご相談ください。

弁護士・司法書士・税理士への相談は予約制(予約方法は下記をご覧ください)

ところ	<h2>堺市産業振興センター</h2> <p>4階セミナー室1~4</p> <p>最寄駅 大阪メトロ御堂筋線「なかもず」駅 南海電鉄「中百舌鳥」駅</p>	
相談機関(予定)	日本年金機構、大阪弁護士会、大阪司法書士会、大阪府行政書士会、近畿税理士会、大阪土地家屋調査士会、大阪府宅地建物取引業協会、大阪民事調停協会(堺調停協和会)、大阪家事調停協会堺支部、大阪府マンション管理士会、堺市、行政相談委員、近畿管区行政評価局	
予約方法	<p>弁護士・司法書士・税理士への相談は予約制。 それ以外は先着順受付</p> <p>予約先：近畿管区行政評価局 行政相談課 電話番号：06-6941-8358 予約期間：令和4年10月24日(月)～28日(金) 各日の午前9時～午後5時</p> <p>ご相談は 1組25分以内</p> 	
その他	連絡先と体温の確認を行います。マスクの着用と手指の消毒をお願いします。 新型コロナウイルス感染症の拡大状況で中止になる場合があります。	

共催：総務省近畿管区行政評価局・堺市・行政相談委員

<裏面もご覧ください>

10月17日(月)～23日(日)は「行政相談週間」です！

「行政なんでも相談所」では、
多数の専門家が一堂に集まります。

秘密厳守、無料で、
いろいろなことをまとめて相談できます。



例えば、こんなお悩みや聞きたいこと、ありませんか・・・

- 自宅が亡くなった親名義のままになっている。相続登記の方法を教えてください！
- 新しく買った土地。夫婦の共有名義にできるの？ 手続はどうするの？
- ローンで家を購入する予定。還付される税金の手続はどうするの？
- 国民年金保険料の免除制度や年金の裁定請求手続について教えてください！
- 遺言書の書き方を教えてください。
- 不動産業者に支払う仲介手数料や契約の際の注意点について教えてください。
- 登記簿の面積と実際の面積が違っているようだが、どうすればよいか。
- 借金や家庭の問題で困っている。どう対処したらよいか教えてください！
- マンションの管理(滞納・民泊・不適切管理・発注問題等)について聞きたい。
- 近隣トラブルや金銭貸借のトラブルを解決するのに、調停制度が利用できるの？
- そのほか、暮らしの中で困ったこと、聞きたいことがある ……など



お気軽にご相談ください。



◇お問合せは、総務省 近畿管区行政評価局 行政相談課
(TEL: 06-6941-8358)まで

ホームページ(<http://www.soumu.go.jp/kanku/kinki.html>)や

ツイッター(https://twitter.com/kinki_hyouka)でも行政相談の情報を発信しています。



近畿管区行政評価局
ツイッター